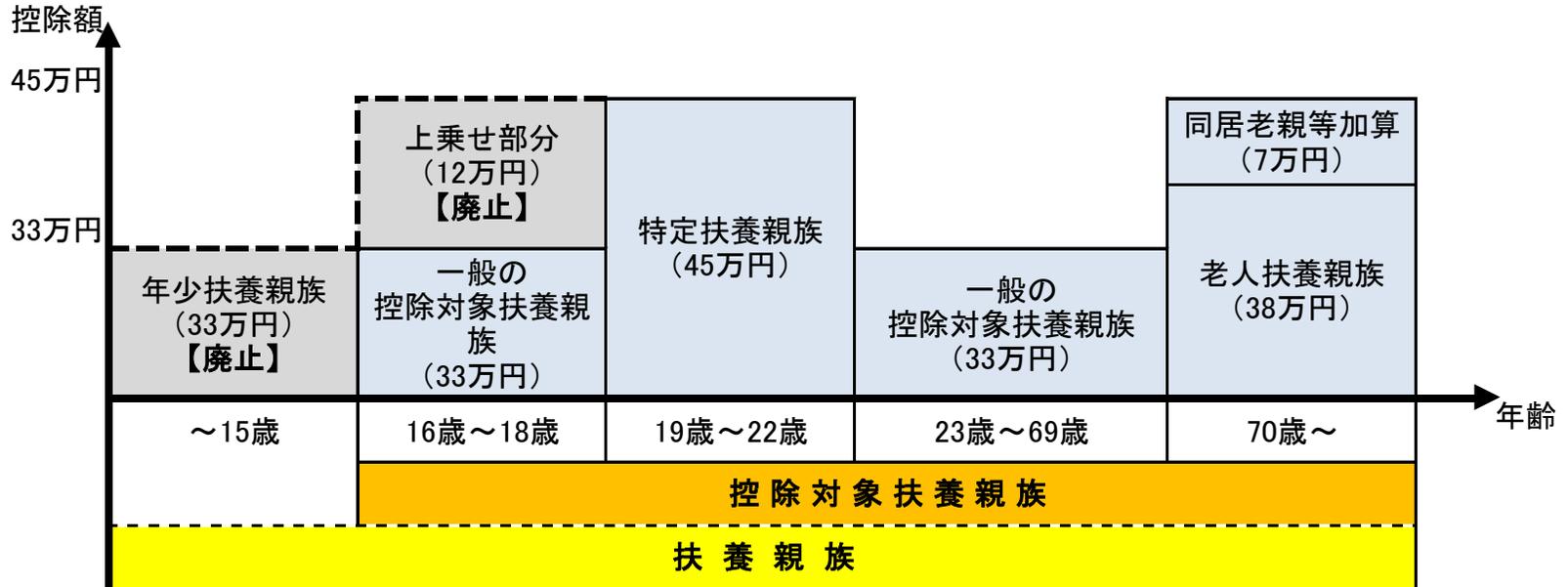


【扶養控除見直しのイメージ図】



- ① 15歳以下の者(年少扶養親族)に対する扶養控除が廃止されました。
- ② 16歳～18歳の者に対する12万円の上乗せ部分が廃止されました。
19歳～22歳の特定扶養親族については変更ありません。